

PCR検査体制の拡充を求める意見書

新型コロナウイルス感染が国境を越えて蔓延化する中で、感染の全体像を把握することは、感染拡大防止と経済活動再開を両立させる最大の鍵である。

米国ニューヨーク州では、2020年3月から4月にかけて感染が急速に広がり大きな犠牲が出たが、その後、検査数を大きく増やし、現在、陽性率を0.9%にまで抑え込んでいる。英国では、無症状者へ検査対象を広げ、陽性率を直近で0.4%に抑え込んでいる。こうした海外の経験から学び、「検査によって抑え込む」という立場にしっかり立つ必要がある。

7月30日に、東京都医師会が記者会見し、エピセンター（感染震源地）への徹底検査を求め、8月5日には、日本医師会COVID-19有識者会議が緊急提言を行い、無症状の感染者も含めた検査体制の確立が必要だと提唱している。PCR検査の実施数は、世界的に都市封鎖や緊急事態の発動・解除においても活用されており、PCR検査に基づく再生産数（感染者1人が感染させる人数）がその指標となっている。

厚生労働省による8月7日付の事務連絡では「自治体の判断により、現に感染が発生した店舗等に限らず、地域の関係者を幅広く検査することが可能であるため、積極的に検査を検討いただきたい」とあり、政府の姿勢が自治体任せになっていることは大きな問題である。エピセンターは、その地域だけの問題ではなく、エピセンターから全国に感染が拡大していくという国全体の問題である。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑えるために、充実させるべき検査体制の拡充は、国民の命を守る上で最大の課題であり、急務である。

よって、本市議会は、国に対し、国民が速やかに検査を受けられることを最重点に、PCR検査体制の拡充を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年8月28日

内閣総理大臣
財務大臣殿
総務大臣
厚生労働大臣

座間市議会議長 上 沢 本 尚